

基礎自治体横断的な事務処理機構の検討 その1

(ア)「東京市連合機構」(イ)「共同維持機構」

(1)機構の性格

論点1 広域連合型か一部事務組合型か

「多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備することを目的とする広域連合」

「事務の一部の共同処理を目的とする一部事務組合」

- ・ 現行の広域連合や一部事務組合で実現することが可能か、新たな機構が必要か
- ・ 地方自治法上の位置づけは、例えば大都市制度の一つとする考え方、地方公共団体の組合の一つとする考え方など、どのように考えるのか
- ・ 住民の存在についてどのように考えるのか、また住民の意思をどこまで直接機構に反映させるのか
- ・ 機構が三層制であるとの批判があるが、これについてどのように考えるのか

論点2 機構の強制設立の方法について

- ・ 機構を強制設立させる方法は、どのようなものが考えられるのか
- ・ 法制度上の強制力を持たせるのか、事実上の強制力があれば良いとするのか
- ・ 機構からの脱退についてはどのように考えるのか（一部事務組合・広域連合では制度なし）

論点3 特別の制度か一般の制度か

- ・ 東京大都市地域のみの特例的な制度として考えるのか、一般の制度として考えるのか
- ・ 特例的な制度として考える場合、それはこの地域のどのような特性（例えば、首都性、超巨大都市、歴史的沿革など）から導き出されるのか
- ・ 一般の制度として考える場合、基礎自治体でどのようなケースで利用することが出来るのか